

ヒューム『イギリス史』¹⁾の根本問題

—16・7世紀のイギリス憲法機構の性格—

大野 精三郎

I まえがき

私は既にヒューム『イギリス史』の成立の背景となった18世紀中葉の歴史論争をあとづけ、それとの関連から『イギリス史』の主題を明らかにした²⁾。本稿ではさらに一步進めて、ヒュームがこの課題を如何なる方法によって、どのような結論に到達したか、そしてかれの回答が如何なる意味をもっていたかという問題に迫りたい。

既に述べたところだが、18世紀中葉の歴史論争は、当時政権を初めて握ったウォルポールのウィッグ支配に対する在野のボリングブロックを中心とする勢力の反対・批判を軸として展開され、Modern Whigの政治・経済政策をめぐる、その背後にイギリスの憲法機構が如何にあるべきかを問題としたのであった。ウォルポールの政治を憲法機構の破壊者であるとみるボリングブロックはModern Whigには批判的であったOld Whigの立場をとり、憲法機構の正しい原点をイギリス史上に求め、他方現状を名誉革命によって解決された憲法機構の完全な実現であるとみるウォールポール陣営は、その立場からボリングブロックを反撃し、ここに激烈な論争が展開されることとなった。この論争においてボリングブロックは、議会の独立に表現される自由の制度が、サクソンの時

代に深く根ざし、ノーマンコンクエストによって中断されることなく、イギリス史に一貫して存続したことを主張し、とりわけ、混合政体としてのイギリス憲法の優越性が確立されたのは、エリザベス女王時代であり、そこには模範とすべき法的に確定した古来の自由憲法(a definite, legal, free constitution)が存在していた、われわれはこの理想の原点に復帰すべきであると強調したのであった。そして、17世紀のイギリス革命は、この憲法機構を破壊したステュアート王朝の二人の国王の政治にあった、と指摘した。これに対しウォルポールの陣営は、われわれの誇る自由の誕生は名誉革命に始まり、それ以前の歴史は、国王のみが自由をもち、他はすべて奴隷であった絶対君主制の歴史を示すにすぎないこと、エリザベス女王時代もこの例外をなすものではないこと、従ってボリングブロックのいう法的に確定した自由な憲法という考えは、歴史的には虚構にすぎない、また、17世紀の自由の闘士たちは、その讃辞に値しない、と反撃したのである。

この論争は、1745年のJacobiteの反乱によって新らたな局面を迎えた。政権にあるModern Whigは、現実政治の上からもボリングブロックの歴史を放置・容認することができなくなった。というのは自由の制度の復活を主張するボリングブロックの歴史を容認することは現体制への抵抗を認めることを意味し、反乱の正当化に根拠を与えるおそれが出てきたからである。他方、Modern Whigは論争における自己の立場を貫徹することもできなくなった。自由の擁護者としてあらわれた現体制にとって反乱は道徳的・政治的にも正しくないことを立証しなければならなくなった。自由な政治体制の基礎にあるロックの抵抗権の思想は修正され、抵抗よりは現体制の権威の維持が優

1) David Hume, *The History of England from the Invasion of Julius Caesar to the Abdication of James the second*, 1688, 1754-62. 以下の引用は、発行年不詳のNew York, Harper & Brothers刊行の6巻本を底本として使用する。本稿で問題とする前期ステュアート王朝の歴史(チャールス1世の処刑まで)の部分の初版が、D. Forbes氏の有益な序文が付され、*Pelican Classics*の1冊として、*The History of Great Britain, The Reigns of James I and Charles I.* 1970. と題して刊行された。これからの引用はPelican ed. と略称、引用する。

2) 拙稿「1730年代の歴史論争とヒューム『イギリス史』」、『一橋論叢』第70巻4号、1973年。

先されなければならなかった。このことは、歴史理解にとって、名誉革命以前のイギリス史を絶対君主制、専制政治の歴史であったという主張を改める必要を生んだ。現実政治の上で反乱を鎮圧する立場は逆に、かつては自己の陣営から放逐した17世紀の自由の戦士たちに、ボリングブロックとはちがった意味において、自己の体制の象徴・先駆者として榮譽を与えることが、現体制の維持の観点からも必要となってきた。新しい歴史がまさに書かれなければならなかった。

この新らたな局面の提起した困難な、そして微妙な問題に回答を与えようとしたのがヒュームの『イギリス史』であった。いいかえれば、『イギリス史』は、Modern Whigが直面した時代の要請に答えることをその直接の課題として生まれた。だからと云って『イギリス史』は、ウォルポール陣営の論拠に、新らたな一章をつけ加えたともみべきではない。ヒュームは自己の課題を、歴史論争の提起した問題、すなわちボリングブロックのいうように法的に確定した自由な憲法機構が名誉革命以前のイギリスに存在していたのかどうか、またウォルポール体制の擁護者がいうようにそのような憲法機構は全く存在せず、専制政治のみが支配していたのか、そもそも当時の憲法機構はいかなる性格をもっていたかということを根本的に吟味することからはじめている。そしてその問題を新しい視角、すなわち既に『政治論集1752年』で確立した社会進歩とりわけ経済進歩との関連から取り扱っているのである。この新しい視角からする問題への接近は『イギリス史』が最初から、ボリングブロックとModern Whigに対する両面批判を通じて、自己の憲法機構論を確立したことを示している。『イギリス史』では、叙述が事件と人物を中心とする編年史の形式で進められ、この最大の、crucialな問題は、多く巻末に付せられた注のなかで論ぜられているが、われわれはこの問題をそれ自身独立した問題としてヒュームの叙述を再構成しなければならない。

『イギリス史』はジェームズ1世の即位からはじまっているが、後にヒューム自身もテューダー末期エリザベス時代からはじめるべきだったと後

悔していることから、また論争においてボリングブロックがエリザベス時代をイギリス憲法機構の理想の実現した時代としていることから、エリザベス時代、その憲法機構を明らかにし、続いてステュアート王朝下の国王と議会との抗争から生じた憲法機構の性格を扱うことが問題の理解に便宜であろう。

II 序論—エリザベス女王時代の憲法機構³⁾

ヒュームは、ボリングブロックのancient constitution論に対して、16世紀の憲法機構の性格を絶対的・恣意的な君主制であると規定し、『事実上18世紀のトルコの政治にかなり類似している』(vol. VI—p. 350)ことを指摘している。そして国王の絶対的・恣意的権力をもっていたことを広汎な司法・行政・立法にわたる歴史的事実から明らかにし、このことを同時者の証言、例えば、Walter Raleighの書物からも根拠づけている。

ヒュームによれば、エリザベス女王は、人民の自由と両立するとはまったく考えられない司法権力を握っていた。1487年に創設された星法院(Star Chamber)は、普通法の範囲外のあらゆる名誉毀損・紛争・政治犯罪にたいして無制限の権力をふるった。またこの時代に創設された高等宗務院(The Court of High Commission)の制度によって、宗教上の事件について国王は科料および投獄の自由裁量権をもっていた。この裁判所での尋問と宣誓のおこなわせかたは法と平等に明らかに背くものであったと、ヒュームは述べている。そればかりではない、軍法(martial law)による裁判の権限が国王に委ねられていたが、それが軍人ばかりでなく全人民に拡張・適用された。この法廷は、裁判上の弁論や挙証すらなく直裁に断罪する権限をもっていたため、星法院や宗

3) 私はかつてヒュームの『イギリス史』のこの部分を、John Millarとの対比において取扱った。拙稿「16—17世紀のイギリス政治史解釈についてのHumeとMillarの対立」『経済研究』第11巻3号1960年。そこでは対立点を強調する余りヒュームのOld Whig批判の観点を強調しているが、ヒュームがOld Whigに対すると同じくModern Whigに対しても批判するという二重の観点がみのがされていた。その欠陥を克服してヒューム自身の意図により強く即して論理を展開することが、本稿の課題でもある。

務法院の裁判より恣意的・専断的であった。この軍法による裁判は、戦時・反乱時のみならず、平和時にも適用され、その対象も、のちに述べる布告によって、牝牛の輸入や海外からの禁書の輸入に至る罪にまで拡大されたのである。

如上の裁判において、女王は独裁的な司法権力を揮ったばかりでなく、国務秘書官(secretary of state)または枢密院の逮捕状によって嫌疑をかけた人民を直接投獄することができることにまで及んでいた。

この司法権力と並んで、その人物の適否にかかわらず、陸海軍務および行政上の官職を任命する大権が女王に属していた。この権力が女王に従属する官吏によって濫用された。また女王は宗教上の普通法の施行を停止することさえできた。

立法権は議会がもっていたということも、ヒュームによれば名目のみで、妄想にすぎない。というのは女王は布告(proclamation)という手段によって議会の立法権を無視、あるいは形骸化することができた。議会の特権はその時代には、その後の時代よりはるかに少かった。女王は、公然と議員の国事、とくに外交・宗教問題への介入を勅令によって禁止し、違反する議員を投獄した。だから事実上、女王は、どのような事態にも対抗できる布告という手段によって、また法以上にその嚴重な実施を監視する星法院の活動によって、国王は完全な立法権を握っていたのである。(Vol. IV—p. 353)。

このように絶対的な司法・立法・行政権力をもつ女王の権力は、18世紀のサルタンと同じであるという結論に、ヒュームは到達する。『この時代のイギリスの政治は、この点では——他の点ではちがっていようとも——現在のトルコに似ている。国王は課税権以外のあらゆる権力を握っていた。両国では他の特権によって擁護されていないこの制限は、むしろ人民には有害であったように思われる。トルコではサルタンが大士または地方長官の税の取立てを容認し、かれらからサルタンはのちに贈物として絞りあげたり、没収したりした。イギリスでは女王が独占をつくりだしたり、特権貿易に特許を与えたりして、収入を得た』(Vol.

IV—p. 350)。ここで述べられているように議会のもつ課税を承認する特権も、国王の発明した他の手段によって実質的にとって代えられた。すなわち、多くの貴重なる特権の付与、または売却——おもに独占的取引権の付与——によって多くの収入を得た。そのほかに(1)無利子での借入金の要求、(2)御用金(benevolence)、すなわち強要された寄附の要求、(3)徴発および先買(すなわち最も安い価格で生活品を買い付けたり、持主に強制的に売らせたりし、その代金を、国王の側の都合のよい時に支払うこと)、(4)国王の封建的権利であった後見権(wardship) (5)商品の徴発などの手段によって、収入が計られたのである。

ヒュームは、形骸化された名目的な特権をもったにすぎないこの時代の庶民院(House of Commons)の隷属的な地位を、さきの国王の位置に対比して、トルコのサルタンの下にあるトルコ議会とよぶにふさわしい、と述べている(Vol. IV—p. 337)。

以上の歴史的事実から、16世紀後半のイギリス憲法機構を恣意的な絶対王政であったと断言するヒュームはさらに自説を、同時代者、とくに政治論者の所説を引用することによって補強している。そのひとつはWalter Raleighが『議会の諸特権』のなかで述べた議会はイギリスの政治になんら必須のものではなく、その政治組織の装飾物をなすにすぎなかったという発言であり、他のひとつも、同じWalter Raleighがイギリスの君主制は完全な君主制(entire monarchy)と述べていることを、その証明としてとりあげている。そしてさらにその時代の政治をボリングブロックのいうように制限君主制であると主張した論著の皆無であることを挙げ、自説を裏付けている。

これまでのところでは、ヒュームは名誉革命以前の時期のイギリスを絶対王政であるとしたウォルポール陣営の立場にたってボリングブロックのancient constitution論を批判しているように思われる。では果して、ヒュームはウォルポール陣営と同じく、エリザベス時代を、全人民が奴隷である絶対君主制とみていたのであろうか。ここからヒュームの新しい視角、すなわち既に『政治

論集 1752 年』で確立された社会進歩とりわけ経済進歩との関連からの問題への接近があらわれてくる。詳述することは避けなければならないが、ヒュームは『政治論集』において経済、とりわけ arts と industry の発展が、法と自由の進歩をもたらす crucial な要因であることを認識していた。そしてこの時代ようやく arts と industry が基礎を築きはじめたとみている。ほぼ 16 世紀初頭から、『(arts と industry に従事する)下層のひとびとも土地を所有する仲間入りができるようになり、また資金・商品・技術・債権・のれんなどの新しい種類をみずからつくるようになった。この財産の増加によって平民の権利は増進した』(Vol. III—p. 71)のであるが、この階級の地位はさらに高まり、ほぼこの時代に『富裕、強力になりはじめていた』(Vol. IV—p. 375)。従って arts と industry の発達に不可欠な人身の自由(personal liberty)と財産の安全が実質的に確立されているとみてよいだろう。ウォルポール陣営と同じ立場にたってこの時代を絶対王政であると規定したヒュームは、この新しい観察を取り入れて次のように述べる。『国王の権力は真実は制限されていなかったが、しかしその大権の行使は、人民の財産を著るしく不安定にしたり、また全人民を隷従化するほど頻繁ではなかった。……イギリスのこの事態は外見上、専政的なアジアの君主制に近いようにみえたが、事実をはるかにちがっていた』(Vol. IV—p. 359)ことになる。そしてヒュームはこの新しい観点をとり入れて、この時代の憲法機構についての独自の結論に到達する。すなわち『人民が多くの権利をもつ絶対君主制』(Vol. IV—p. 571)と規定するのである。一見、この結論はボリングブロッックとウォルポール陣営との折衷論であるように思われる。また、人民の権利と絶対王制の概念とは矛盾するようにもみえる。ヒュームは絶対的という用語を専制的という意味で使っているが、かれ独自の結論では、人身の自由や財産の保障にかかわる人民の権利が暗黙のうちに国王の専制的権力の check になっており、従ってその部面での国王の絶対権力が制限されていたと理解されるので、単なる折衷論とみるべきで

はない。またこの意味で、人民の権利と絶対王制の概念との間には、『なんら矛盾はない、——とヒューム自身答えている——ヨーロッパの(近代一筆者)王制においてはみな、人民が権利をもっている』(Vol. IV—p. 571)からである。

しかし、この人民が権利をもつ絶対王政という政治体制は、エリザベス女王を継承したステュアート王朝の下で、この人民の権利が国王の意思に依存しているのか、あるいはそれから全く独立しているのか問われ、国王の権力の絶対性と人民の権利とが現実的に衝突する段階を迎えることになるのである。

III ステュアート王朝下での constitution をめぐる国王と議会の論争・抗争

チューダー王朝を継承したステュアート王朝のジェイムズ 1 世は、上述の憲法機構をそのまま受け継いだ。しかしこの治世で、人民の権利と国王の大権との現実的な衝突をもたらしたのは、ヒュームによれば arts と industry の一層の発展であった。西インドの発見と征服以後、金・銀は日々、イングランドおよびその他ヨーロッパに流入し、それを原因として arts と industry が強大に発達した。そして生活を楽しむための優雅さが、あらゆる階層の人々に、より一層知られ、涵養されはじめた。この経済的・文化的・社会的革命、ヒュームの表現によれば『風習の変化』は、来るべき政治革命の主要な原因となったのである。これらの富は、その時代の知識の増加に加えて自由と独立の精神を生み、その結果は、憲法機構のなかでの議会の地位の向上であった。ジェイムズ 1 世の治世下の商業と arts の発達は、大貴族の富を蕩尽するのを助け、小土地所有者たちさえ破産させた。『商品流通と商業の増大は、財産のバランスを、庶民の手に移し、事態の状況と人民の気質は、もっと正規の自由のプランを自覚させた』(Vol. IV—p. 414)その結果は、「ジェントリー、すなわち庶民院(House of Commons)を構成した階級の権力と権威の増大であった』(Vol. IV—p. 505)。エリザベス女王の時代に、隷従的な地位に甘んじていた議会は永いねむりから醒め、独立的となった。ジェイムズ 1 世を継いだチャールズ 1 世の治

世では、議会は憲法機構のなかで、イギリス史上はじめて大きなウェイトを占め、『王国における第2の地位』(Vol. V—p. 26)になり、『これまでかれらの先祖たちがつくったよりも堅固な障壁によって自由を確保しようと決心した』(Vol. IV—p. 414)。他方、エリザベス時代に、議회를隷属的ならしめ独立的な権威の行使に慣れていた国王の広汎な大権は、絶対的な権力への理論へと転化・強化されていた。すなわち国王の広汎な大権の行使は、王は法に超越し、法を無視する権威をもつという思想にまで発展し、ここに議会と国王との論争・抗争が不可避となってくるのである。

両者による憲法上の重要問題は、財政・宗教問題を中軸として展開された。チューダー王朝の国王の絶対的権威を支えていた財政的基礎は、国王の所有していた龐大な土地財産であったが、『エリザベス女王は在世中多くの王領地を売却した。その方法で女王は人民に負担をかけずに当時の窮況を切り抜けたが、しかしそれは彼女の後継者の窮迫をいちぢるしく増大させたのである』(Vol. IV—p. 413)。ジェームズ1世の時代には、収入の減少に加えて、諸物価の高騰が加わり、その財政的苦境は一層深刻となった。この財政難を切りぬけるため、国王は議회를頻繁に開き、通常経費を支弁するためにも、特別献金(subsidy)を要請しなければならなかった。そしてそれが得られないときは、しばしば、議会以外の方法による収入を仰ぐ必要にかられ、それが庶民の法的権利を圧迫する原因となったのである。

国王と議会との憲法上の、も一つの重要な論争は宗教をめぐるものであった。宗教改革によってローマと絶縁したイギリス国教会(Church of England)は、その首長たる国王に絶対的といえる広汎な権限を与えていた。国王は国教会の最高の主権者であり、宗教に関する裁判権ばかりでなく、祈禱書・儀式の細目に至るまで規定する権限を握っていた。そして国教会の高僧は、貴族院の議席を占め、国王側の一大勢力でもあった。ところが、このような国王の絶対的支配の下にある国教会は、エリザベス時代を経て、ジェームズ一世の時代に至ると、教義と儀式の細目に至るまで全く対立す

る二つの大きな分派、すなわちアルミニウス派(arminianism)とプロテスタンティズムに分裂した。そして国王は、少数党であったアルミニウス派の側にたち、多数党であるピューリタンの占める議会と対立した。さらに、ジェームズ一世は、対外的に、ヨーロッパ30年戦争において、アルミニウス派と親縁性をもつ、カソリック諸国を支援すると思われる政策をとったため、議회를刺激し、議会との論争・抗争の重要な領域となったのである。

ジェームズ一世即位の1707年から1720年の議会までは、両者の論争と抗争は未だ個別・断片的であり、思想的対立にとどまっていた。国王の関税課税権や独占、布告の権威、また高等宗務院の広汎な権限についての議会の抗議や宗教法制定の権限をめぐる国王と議会との対立はあったが、エリザベス女王時代の個々の制度の合法性が問われるにすぎなかった。この段階での両者の抗争は、ヒュームによれば、つぎのように総括される。『われわれは、国王の専制主義は、実践的であるよりはもっと思弁的であり、議会の独立性はその逆であった。気質と現在の状況に強く支えられてはいたが体系的な原理と意見とに基礎づけられるには、未だ余りにも新しくかつ最近のものであった』(Vol. IV—p. 420)と。

ジェームズはこれまではエリザベス時代の先例にならい、反抗する議員を投獄することによって議会と衝突を避けてきたが、1621年、明確に、庶民院の特権は、国王の恩寵と寛裕によって存在するものであるということを告げ、議会はこれに「抗議」(protestation)することになって、ここに国王と議会とが全面的に衝突することとなった。議会は、議会の特権はイギリス国民のもつ古来の疑いなき生得権(birthright)、遺産であるということ、すなわち議会は、国王、国家、国防およびイギリス国教会についての緊急かつ困難な事柄、いいかえれば、国事のすべてについての問題を取扱うことができ、かつ完全な言論の自由と逮捕からの自由をもつことを宣言した。この段階において『イギリスの騒然たる政治は、両者の側にたよるべき多くの先例を与えるであろう。このような

微妙な問題においては、国民もまた分裂せざるをえなかったのである』(Vol. IV—p. 469)。

この1621年の議会から42年の内戦に至るまでの過程は、ヒュームによれば大雑把に云って3つの段階にわかれる。ひとつは、1628年の権利請願(Petition of Right)の時期までであり、その2は1729年から1740年までの、議会なく統治した時期、その3つは、1740年の長期議会の招集から1742年の議会による19ヶ条の提案がなされた時期までである。またそれぞれの段階の特徴は、ヒュームにおいては第1の時期が、『議会が全く正しかった』時期であり、第2の時期は自由の側に批判的であり、第3の時期は議会に対し否定的で、国王を擁護する時期である。この時期区分に当て、ヒュームは第1と第3の時期に ancient constitution が侵害されたといっている。すなわち第1の時期には国王によって、第3の時期には議会によってであるが、これは、ボリングブロックまた Old Whig の使用する意味での自由の体系ではなく、当時の憲法という意味にすぎないことを、予め注意しておかなければならないであろう。ところで、私はこの全過程を一つ一つあとづける余裕がないので、最も crucial と思われる抗争、ダーネル事件(Darnel's case)と権利の請願、John Hampden による船費税不払事件をとりあげ、それらの事件に対するヒュームの解釈を通じて、その背後にある17世紀40年代までの憲法機構の性格を明らかにすることにしたい。

IV 主要な抗争事件⁴⁾と憲法の性格

ジェイムズ1世を継承したチャールズ1世は、依然財政難に悩まされ、要請した特別献金を議会が拒否したため議会以外の方法で収入を得なければならなかった。国王は強制公債(forced loan)に頼った。そして、1626年、応募を拒否したダーネル(Darnel)以下5人の名門の紳士が、枢密会議によって投獄される事件が発生した。これらの紳士は、かれらが在監された罪が普通法または制定法に該当するかが明らかでなかったため、人身保護令状を求め、在監の理由を示す報告を獄吏に求め、それとともに王座裁判所に訴えてた。獄吏はかれらは国王の特別命令によって投獄されたと回答し

た。裁判所は、この回答が法的には充分であり、投獄の理由を報告のなかで述べる必要はないと主張し、5人の在監者の保釈を拒否したのである。

ダーネルの弁護人も、裁判官も、犯罪の被疑者を投獄する枢密会議の権限については、疑義をさし挟まなかった。法的には問題は次のことである。すなわちもし枢密会議が投獄に付したばあい、王座裁判所が嫌疑者が保釈されるかどうかを考慮することができるかどうか、いいかえれば枢密会議の命令ということだけで、人身保護令状に対する充分な回答になりえたか、嫌疑者に対して国王は獄吏に、在監者が国王の命令によって投獄されたと回答するよう命ずることによりその事件が王座裁判所において審理されることを禁止することができたかという問題が提起されたのである。ダーネルの弁護人は、当然のことながら、枢密会議における国王は収監の理由を示さなければならないと主張し、枢密院によって投獄された者が、のちに普通裁判所により保釈された無数の先例をあげ、理由を示さない投獄は、この国の法に違反すると断定した。そしてもし国王による嫌疑者の投獄のばあいに理由が示されないでよいならば、それらの嫌疑者は、国王が欲するならば、永久に在監することになろうと、裁判所の措置に、深刻な疑問を投げかけたのである。これに対し国王側、すなわち裁判官は法的観点からは首尾一貫して、国王側に有利な先例もあること、枢密院の投獄権は既に法の一部となっていることを強調して、ダーネル側の主張を斥けた。公平にみて、双方の側に根拠があり、この問題に対する王座裁判所の権限については統一的な慣行・解釈がなされていなかったことは認められなければならない。すなわち王座裁判所以下の普通裁判所が、保釈のゆるされざる事件を厳格に規定したウェストミンスター条令(1275年)によって拘束されるかどうかについて、解釈と先例とは、双方の側にあった。しかし王座

4) 主要な抗争事件の法律的性質については、次の研究を参照した。J. R. Tanner, *English Constitutional Conflicts of the Seventeenth Century, 1603-1689*. 1928. F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*. 1908. 高田勇造訳『英国憲法史』1953年。

裁判所の主張する国王の特別命令が収監の理由を示さずとも収監の充分な根拠たりうるのは、陰謀・暗殺計画などの嫌疑者のばあい、国家の安寧にかかわる罪の嫌疑者を在監させるためのものであった。従って陰謀をふせぐ手段が現実には議会による以外の方法での租税を支払わせるために使われることになる。かくてこの事件がもつ憲法上の意味は重大である。もし国王が理由を与えずして臣民を投獄しうるならば、かれは議会を支配するために、強力な武器を自由に使用しうることとなり、自らを専制君主たらしめることに成功することとなるからである。

ヒュームは、この国王の強力な権限行使は『法に明白に対立する数少い先例に支えられている』(Vol. V—p. 23)と一方的に論断し、『ただ少数の買収された宮廷派と頑迷なひとびとが、この国民の権利と自由に対する不正・不法な侵害を支持した』(p. 281 Pelican ed.)にすぎないと結論している。そしてこの事件において国王は、『王の権威について示された制限への明白な違背である』(Vol. V—p. 540)と激しく批判している。これは、自由が、arts と industry の発達に不可欠とするヒューム自身の立場を示しているとみるべきであろう。

ダーネル事件の経験にかえりみて議会は、人身の自由と恣意的な課税から庶民の財産の安全を得るために国王に一般的な形式で『権利の請願』を行い、国王の同意を得て制定法となった。すなわちそれは第一に、今後なにびとも、議会の法令による一般的同意によらずしては、如何なる貢納、公債、献金、租税あるいはそれに類する負担をなさざるように、あるいは与えざるように強制されざること、第二に、自由人は、なにびとたりとも、理由を示さずして投獄または拘留されざること、そして陸海軍人の民家への宿泊の不平をとりあげ、第三に、なにびとも宿屋以外に兵士の宿泊を強制せざること、かつ費用が支払われなければならないこと、兵士、海軍人およびそれらと結ぶ放恣なひとびとに軍律の授權をなさざることを規定したものであった。この内容からみて、われわれは当然ヒュームの肯定的な承認を期待するであろう。し

かしかれは、この題目は、国王と議会の双方に困難がなくはないとし(Vol. V—p. 37)、国王が同意に躊躇した理由となった緊急時のさいの国王の非常大権の必要を強調し、この請願の影響を、「権利の請願に対する国王の承諾は、政府において殆んど革命に等しい変化を生んだ」(Vol. V—p. 39)とのみ指摘しているが、しかし積極的には反対していないとみてよいであろう。というのは、他方、ヒューム自身人身の自由を完全に保障した人身保護条令の制定時(1679年)に、権利の請願がマグナ・カルタが基礎をおいた自由の拡大・強化であり、人身保護条令への里程標であったとみている(Vol. VI—p. 204)ところからも、消極的であれ、賛成しているとみなしてよいであろう。

しかし1637年のハンプデン(John Hampden)による船費税不払事件についてのヒュームの態度は全くちがう。『権利の請願』以後改善が期待された国王と議会との抗争は、議会側がボンドおよび頓税を賦課した官吏およびアルミニウス主義のセクトに属する者は敵であるという勧告を提出するにおよんで、頂点に達し、国王は議会を解散し、以後11年間議会なしの政治が行われた。この段階で、新たにいくつかの課税が行われ、財政的再建が計られたが、そのうち最も有名なのが船舶税(ship-money)であった。戦時に国王が指揮し使用する船舶の提供を海港に要求することが幾世紀にもわたる慣行であったが、これが、海賊の掠奪に対応するための緊急時という理由で1634年の勅令により実施され、さらに1634年、35年の勅令により拡大・強化された。それは、第一に、海港のみならず海岸諸州および内陸諸州までもふくむ全国的な規模にまで拡大された点で、また第二に、それが一定の貨幣額で賦課され、最終的には毎年規則的に徴収される点で従来の慣行とはるかに異なり、恒久的な租税に転化したのであった。国王はこの新たな船舶税を賦課するに当って、慎重に緊急のばあい、国王は、王国の防禦のためにこの課税を賦課できるか、また国王は緊急性の唯一の判断者であるかどうかについて裁判官の肯定的回答を得たのちに、実施したのであった。それにもかかわらず1637年、この船舶税を不法な

りとして支払いを拒否したハンプデンが、裁判を受け、勅令の合法性が一般的に問われることになった。この事件はその性質から云って法律的問題であるより、政治的問題であり、主権が果して国王にあるのか、あるいは議会の同意を得た国王にあるのかということが問われ、17世紀の憲法の性格把握にとって、最も crucial な事件であった。

ハンプデン側の弁護人は、ただ1点を除き国王側の主張をすべて認容した。すなわち危険に対する防衛は国王の任務であり、その危険については国王が唯一の判断者であること、さらに進んで海港都市と内陸諸州の区別さえ放棄し、すべてを認容した。勅令の非合法性を主張した唯一の、最大の論点は、王の公的な行動はすべて議会の同意を得て制定された法によるべきであり、議会の同意なき勅令による方法が非合法であるということにあった。このことは、往昔、国王が防衛のために、勅令によらず、しばしば議会の許可した特別献金を得たということからも明らかであると、論じた。これに対し、裁判官の多数は、国王の大権が制定法に優越するという、絶対権力の理論に頼ったのであった。船舶税を強制する国王の権力は、絶対君主、すなわちイギリス国王の人格のなかに内在しており、制定法は国王を拘束し得るものでなく、また国王は必要なばあいには如何なる法律をも改廃し得るということを根拠に、ハンプデンの主張を却けたのであった。この判決は、議会の権利と人民の自由は、国王の恵みとして国王から与えられたすぎないというジェイムズ1世と同じ結論を示していることになる。

これまで述べたことの関連からいえばヒュームはこの事件を、「権利の請願」の延長線上の問題として、とくにその第一条の適用の問題として論ずることができ、かつそのほうが問題の展開にとって首尾一貫しているように思われる。しかしこれはこの事件を単に法廷での論争としてではなく、広く事件をめぐる政治論争として取扱っている。すなわち一方ではハンプデン側の主張からその共和主義的傾向——ヒュームのこの用語は今日では議会主権と書き直す方がよいであろう——を誇張し、他方ではハンプデン側が国王の絶対権力を容

認していると述べ、真の争点を回避・曖昧にしている。先ずヒュームは、ハンプデン側が船費税賦課の根拠となる緊急性が現実と遊離した虚構・口実にすぎないとし、さらに国王が緊急性の唯一の判断者であるという主張を全く否定していると、次のように述べている。『このことは、国民のすべての権利が国王の恣意的な意思と欲求に従う以外のなんであるか、社会がこのような推論に納得させられると期待することは、人民の人身および財産に対し、人民の理解力に対する残酷な嘲笑である暴力を加えることによって一般的な憤激を増大させずにはおかない』(Vol. V—p. 90)と。そして暗黙のうちに緊急性の判断者は国王ではなく、議会であるという主張を暗示し、ハンプデン側の主張を歪曲・誇張している。そして最後に、このような船舶税がひとたび認められれば、類似の課税を誘発し、人民の財産の不安が高まると、その主張を要約している。他方、ヒュームは、ノートの中かで、これと矛盾した見解を述べている。すなわち、『ハンプデンに反対したバンクス(Bankes)および国王側の法律家たちは船舶税のばあい、国王の絶対的・最高の権力を明白かつ公然と主張した。そして反対派の法律家もそれを否定しなかった。かれらはただ次のこと、すなわち人民は自己の財貨に基本的所有権をもち、その如何なる部分も議会における人民自身の同意なくして取上げることはできないことを主張したのであった』⁵⁾。

5) この一節が如何なる関連のなかで述べられているかは、広く『イギリス史』におけるヒュームのイギリス憲法機構理解のための鍵となると思われるので、全文訳出することが適切であろう。『王のいくつかの宣言(Declaration)のなかに、——かれは誤ってフォークランド(Falkland)の手になると云っているが、事実はクラレンドンであることが認められているが——少なくとも当局によって刊行された英語の文章のなかにあるわれわれの現在の観念によるイギリス憲法についての最初の正しい定義がみられる。そこでは政治の三種類、王政、貴族政、民主政が明白に区別され、イギリスの政治はこれらのいずれでもなく、これらすべてが混合されまったく調和している(mixed and tempered)と、明白に述べられている。このスタイルは、その意味は多くの制度のなかにふくまれてはいたが、以前の如何なるイギリス国王も使わなかったし、また如何なる人民も使うことはゆるされなかった。ハンプデンに対してバンクスおよび国王の法律家たちは、船舶税の

(Vol. V—p. 543)とハンプデン側の主張を歪小化し、かれらが国王権力の絶対制を容認したと述べている。ヒューム解釈におけるこの混乱、ないしは矛盾は、ハンプデンの主張、すなわちたとえ国王が緊急性の唯一の判断者でありえても、その判断にもとづく課税は議会の同意を必要とするというとき、ハンプデンの根本的主張はなんであるかをみるためには議会の同意をどうみるかにかかわっている。議会の同意を、国王の徳義上の問題にすぎないとみるならば、国王の絶対性を容認した後者の解釈になるし、議会の同意を国王の意思からはなれた独立性、いわば議会主権を意味するならば前者の解釈を導くことになるであろう。ヒュームはこの事件におけるハンプデン側の主張を革命に至る過程のなかでは、前者に解釈してとりあつかっている。このことは議会による自由のプランの実現がこの段階で共和主義的傾向をもつことへのヒュームの危惧の表明であるとみてよいであろう。しかしながら、われわれにとっての問題は、ここであらわれた矛盾、すなわち憲法機構内における議会の地位如何をヒューム自身がどのように考えていたのかをヒュームに即してさらに追求しなければならない。

IV 議会の自由—政治的自由—の問題

1640年スコットランド問題が惹き起した財政的苦境を打開するためチャールス1世は長期にわ

ばあい、国王の絶対的・至高の権力を明白かつ公然と主張した。そして反対派の法律家も、それを否定しなかった。かれらはただ、次のことを主張したのである、すなわち、人民は自己の財貨に基本的所有権をもち、その如何なる部分も議会における人民の同意なくして取上げることはできない。しかし議会が、国王をチェックし、統御し、さらに最高権力をわかちあうために創設されたということは、昔では、まったく不法な言葉としてではないとしても、きわめて無神経な・軽率な言葉とみなされたであろう』(Vol. V—p. 543)。

ヒュームはここで絶対的という言葉の意味が専制的ということから純粹という意味に変わってきたと述べ、その意味ではイギリス政治は純粹君主政ではなく、混合政治(mixed)であるとしている。しかし本文でその引用した一節は、それにもかかわらず、なお絶対君主政政治が、主権が国王の絶対意思の下にあると云っているか、あるいは、後段の「最高権力をわかちあう」議会の同意を得るいわば議会内の国王にあるのかという最も重要な事柄についてのヒュームの真意は掴み難い。

たり無視していた議会を召集されることを余儀なくされた。この時期から始まる長期議会は、エリザベス女王時代からの絶対的・専制機構の責任者の処罰といくつかの重要な機関・制度—例えば、星法院や高等宗務院法廷—を廃止し、議会主権を明確にし、いくつかの改革を実施したが、ヒュームはこれらの諸政策をすべて「純粹民主政」(a pure democracy)とよび、批判している。ただこれらの諸政策のうち三年に1回の議会を招集することを定めた法令(Triennial Act)のみを、自由の守護として賞讃しているところから、arts と industry の発展に必要な議会の自由は、ヒュームにおいては、「権利の請願」とこの三年に一回の議会条令で足りると考えられているように思われる。

しかしこの関連で重要なことは、議会がジェームズ1世以来この時代に至るまで一貫して執拗に採用した政策、すなわち苦情が除去されるまでは特別献金に応じないという政策を、チャールス1世が、これらの慣行は人民の父祖の慣行に反し、君主制と矛盾すると批判したのに対し、ヒュームは議会の自由を擁護して、次のように述べていることである。『議会から、かれらが苦情とみなすことに対して勧告するすべての権利を否定することは、その集会を全く意味のないものにすることであり、人民と民衆議会から、その獲得し得るあらゆる利益を奪うことである。議会が課税についてもつ権力を行使することを、国王からの譲歩を得る手段として非難することは、人民を武装解除することになるし、王国に公平な法による統治を保障している憲法によって設けられた唯一の手段を放棄することを期待するに等しい。……この議会の自由の性質そのものから云って、その自由が法によって束縛せずにしておかなければならないことは明白である。というのは、誰が苦情がいくたび起るのか、また統治のどの部分が議会によって影響されるのかを予め言うことはできないからである。』(Vol V.—p. 539)ここでは議会の自由は、法を超えたものとして、その権限の濫用の阻止は、議会自身の端正さ(propriety)と国王の權威と威厳に対する礼儀(decency)という道德感情にその基礎をみいだしている。

『議会の特権についての一般的問題は、——とヒュームは結論する——われわれの観察するところだが、つねにイギリス憲法における最大の神秘(mystery)のひとつであったし、現在においてもそうである。政治についての正確な精神にもかかわらず、ある点ではこれらの特権はかつての国王の大権と同じように現在においても不確定(undefinite)である。』(Vol. V—p. 199)そしてもしこのような議会の権利が不確定であり、従ってその憲法機構が曖昧のままに、政治が運用され得たのか、あるいは運用され得るのかという反問に答えて、ヒュームは次のように回答している。『われわれは、諸政府がいろいろの部門で権威の境界がもつれ、混乱し、未確定であっても、長期にわたって存続することにおどろく必要はない。これは世界中の事例である。カソリック国家における宗教的権力と世俗的権力の間に誰が厳密な境界線を引くことができるか。あらゆるばあい、ローマの護民官の正確な権威を明らかにした法典があるのか。おそらく(名誉革命以後)のイギリス政治こそそれぞれの部分の権威がきわめて正確に定義された最初の混合政治であるが、しかしなお、両院の全体的な黙認によって慎重な沈黙のうちに埋められている多くの、きわめて重要な問題があるのである』(Vol. V—p. 543)と。

かくて議会の自由、憲法機構のなかでの地位の問題は、この広大な歴史的展望のなかに、かれの基本テーゼである絶対君主政への余韻を残しつつ埋没しているのである。

V 結論

私は『イギリス史』の根本問題である16・7世紀の憲法機構の性格把握を、ヒュームに従ってあとづけた。ここでその結論を歴史論争に関連させて明らかにしておこう。ヒュームの到達した結論に照らしてみれば、先ず第一に、ボリングブロックやOld Whigの主張するような法的に確定した自由の憲法は存在しなかったということである。artsとindustryの発展による自由の出現は、新しく、最近のものであったからである。厳密に言えば、ステュアート王朝には、破壊すべき、確定した憲法は存在せず、ただ国王と議会の側に多く

の先例があるだけであった。『議会が国王からの絶えざる獲得と侵害によって自由の原理の上に憲法を樹立することができるまえには、イギリス憲法が如何に不明確であったかをみるのは容易である。』(Vol. IV—p. 417)この不明確な憲法が自由の要求・プランを受入れるには、『当時のイギリス憲法は矛盾した構造物であった』(Vol. IV—p. 434)。革命の過程は、その矛盾した部分が『衝突し、不調和な部分がまもなく相互に破壊し合い、古い構造から、より統一的・一貫した市民政治の新しい形態が生まれる』(ibid)過程でもあったのである。

ヒュームの結論はまたModern Whigのウォルポール陣営の批判ともなっている。かれらのいうように、当時の憲法機構を絶対君主政なりとし、人民をまったく隷従状態にあるとみるのも正しくない。artsとindustryの発展は、エリザベス時代に定着し、ジェイムズ1世の時代に急速に増大した。その結果、議会とくに庶民院は強大となり、国王に次いでこの国第二の地位に躍進し『真の権力の場所』となったのである。そしてartsとindustryの発展に必要な人民の自由、ことに人身の自由と財産の安全の要求は、この時代の国王の絶対的権力をcheckするまでに到達していた。しかし議会の自由はその範囲を超えて国王の権力を侵害する傾きのあったことを認めなければならないが、議会の強大さがartsとindustryの発展を基礎とすることも認識されなければならない。この時代を絶対君主政とするウォルポール陣営には、この認識が全く欠けているとヒュームは批判するのである。

ヒュームの到達したこの結論によりancient constitutionの思想は幻想となり、武力に訴えた自由の側の抵抗を支える最も重要な根拠は失われ、国王もまた革命の責任から免れることになった。革命の責任あるいは原因を問われるならば、この結論に照らして、それは当時の憲法にあったと、ヒューム自身答えるであろう。それがまた『イギリス史』の根本問題の結論でもあったのである。

(一橋大学経済研究所)

[追記：本稿は昭和48年度科学研究補助金を得て行われた研究成果の一部である]